

令和 8 年度島根県会計年度任用職員 (埋蔵文化財遺物整理作業員) 採用試験受験案内

島根県教育庁埋蔵文化財調査センター
〒690-0131 松江市打出町 33
TEL 0852-36-8608

島根県教育庁埋蔵文化財調査センターでは、会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 に規定する職員）を以下のとおり募集します。

■ 受付期間	令和 8 年 5 月 22 日（金）～令和 8 年 6 月 4 日（木） ※郵送による場合は、6 月 4 日（木）必着 受付期間は、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日を除く）
■ 試験方法	書類選考又は面接による
■ 合格発表	令和 8 年 6 月 11 日（木）

1. 受験資格

(1) 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 禁錮（令和 7 年 6 月 1 日以降は、拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその刑の執行猶予の期間中の人その他その執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 島根県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- エ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

2. 勤務地、採用予定人数及び職務内容

勤務地：一般国道 191 号（益田西道路）改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査現場事務所
（島根県益田市内田町）

採用予定人数：1 名

職務内容：埋蔵文化財発掘調査に係る遺物整理

3. 選考の方法、試験の日時、合格発表日

(1) 選考方法

申込書類により書類審査を行い採用者を決定します。なお、申込者が募集人員を超えた場合は、面接を行い、採用者を決定します。応募者多数の場合は第一次選考として書類選考のうえ合格者を第二次選考として面接試験を行う場合があります。

面接を行う場合等詳細は募集締め切り後当所から連絡します。受付期間終了から土日を除いて 3 日を過ぎても連絡がない場合は当所にお問い合わせください。

(2) 合格発表 令和 8 年 6 月 11 日（木）

試験の結果は、受験者全員に通知します。

4. 受験申込手続

(1) 受付期間 令和 6 年 5 月 22 日（金）～令和 6 年 6 月 4 日（木）

郵送の場合は令和 8 年 6 月 4 日（木）必着。封筒の表に「会計年度任用職員採用試験」と朱書し、簡易書留郵便にしてください。

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分です。（土日は除きます。）

(2) 提出書類

申込書（当所所定の様式）1部

(3) 申し込み及び問い合わせ先

〒690-0131 松江市打出町 33

島根県教育庁埋蔵文化財調査センター

高速道路調査推進スタッフ 久保田

電話 0852-36-8608

5. 採用

この試験の合格者は、原則として令和8年6月22日から令和8年12月28日まで任用します。

なお、採用後1月の間又は勤務日数が15日に達するまでは、条件付き採用期間となります。

6. 勤務条件

(1) 報酬：日額8,100円（令和8年4月1日現在を記載しています。）

※通勤手当相当分の報酬は、通勤手段、勤務日数、距離等に基づいて規定により決定します。（支給要件を具備する場合のみ支給）

(2) 手当：規定に基づき支給要件を満たす場合に期末勤勉手当が支給されます。

(3) 勤務日数：月15日

(4) 勤務時間：午前8時30分～午後5時15分

(5) 福利：共済保険、厚生年金保険、雇用保険等（加入要件を満たす場合に加入します）

7. 試験結果の本人提供について

試験の結果については、個人情報保護に関する法律第69条第2項第1号の規定に基づき、本人の申出により提供することができます。受験者本人（代理人は不可）が「顔写真付きの身分証明書」（注）をお持ちの上、下記場所で行ってください。（電話は不可）

申出できる者	内容	期間	場所
受験者本人 (棄権者を除く)	得点及び順位	合格発表の日から1月間	島根県教育庁埋蔵文化財調査センター

(注)「顔写真付きの身分証明書」の例：運転免許証、学生証、旅券等

8. その他

- ・受験に際しての提出書類は、島根県において責任を持って廃棄しますので、返却しません。
- ・受験に際して島根県が収集した個人情報は、採用試験以外には使用しません。
- ・不合格の場合も、内定者の辞退により繰り上げ採用となる場合があります。該当者については、その旨を通知します。